

10月～

**小学生の医療費が無料!**

**香取郡市では初めての制度**

町では、子育て支援の一環として、10月から小学生を対象に医療費を無料にします。(乳幼児医療費と同様に、原則通院や入院時に各200円の自己負担はかかりません)

本町が単独で行う事業で、子育てしやすいまちづくりに努めていきます。

**助成を受けるには**

乳幼児の医療費助成制度と異なり、小学生の医療費助成は医療機関の窓口で医療費をいったん支払った後に、必要なものを添付して保健福祉課へ申請してください。

**対象となる方**

神崎町に住所のある方で、小学1年生から6年生まで対象となる医療費

平成21年10月1日以降に、小学生が受けた医療費で、健康保険の適用を受けたもの

**助成額**

医療機関の窓口で支払った医療費から自己負担額を控除した額を助成します。

また、支払った医療費に対し、他制度より給付を受けた場合は、その額を控除します。

**自己負担額**

- ・通院：1回につき200円
- ・入院：1日につき200円

・調剤：自己負担なし

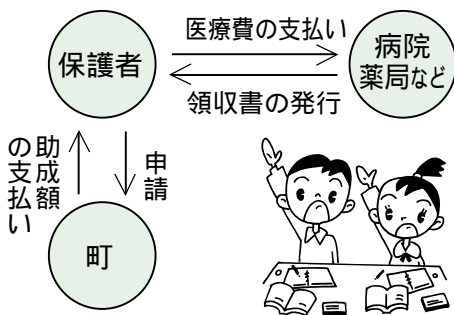
ただし、小学生の属する世帯全員の市町村民税が非課税または均等割のみ課税の場合は、自己負担はありません。

**申請に必要なもの**

- ・小学生医療費助成金交付申請書(申請書は保健福祉課にあります)
- ・印鑑

医療内容の明細のある領収書(原本)又は医療機関が発行する小学生医療費計算書

**医療費助成の流れ**



- ・小学生が加入している健康保険証の写し
- ・振込先口座の通帳の写し
- ・市町村民税の課税状況を証する書類(ただし、以前から神崎町に住んでいる人で、保健福祉課が課税状況の確認を行うことに承諾していただける人は省略できます)
- ・支払った医療費に対し、他制度より給付を受けた場合はそれが証明できるもの
- ・助成申請期限
- ・助成申請期限は、医療費を支払ってから2年です。
- ・手続き漏れがないようにご注意ください。
- ・詳しくは、保健福祉課(721603)まで。

**”花の咲くなんじゃもんじゃ植樹募金”に**

**ご協力をお願いします**

神崎町のシンボルとして神崎神社のなんじゃもんじゃの木(くすのき)は広く知られておりますが、もっと神崎町を内外にアピールするため、同じ名前を持つ白い花の咲く木(ヒトツバタゴ)を町内に植樹し、親しみとふれあいのあるまちづくりにを昨年より進めています。推進委員会では、今年も苗木を購入するため「花の咲くなんじゃもんじゃ植樹募金」を行います。この募金の趣旨に賛同していただけますよう皆さまのご理解とご協力をお願いします。



5月上旬神崎ふれあいプラザ前に咲いた満開のヒトツバタゴ

- 募集期間 平成21年10月1日～平成21年11月30日
- 活用方法 苗木購入、植栽等の経費
- 実施主体 神崎町花の咲くなんじゃもんじゃ植樹推進委員会
- 後援 神崎町区長会・神崎町・なんじゃもんじゃ普及会
- 事務局 まちづくり課 ☎72 2114